

シカ被害の現状と対策

野生鳥獣による森林被害面積は全国で年間約5～7000haで推移しており、このうち約6割がシカによる枝葉や樹皮への食害による被害です。とくに近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景に、新たな地域で被害が発生する傾向にあります。



シカ被害の現状と影響

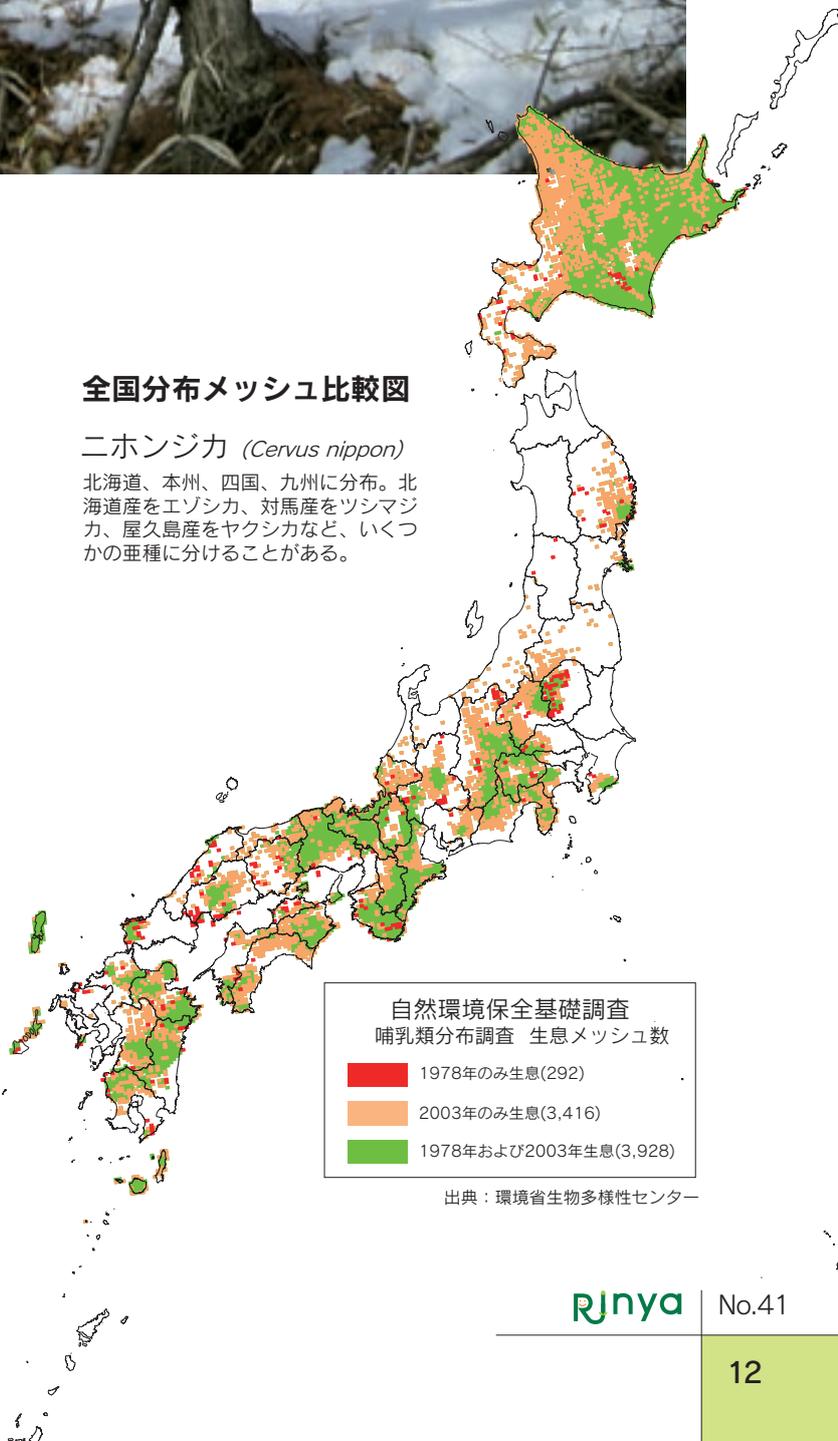
シカによる直接的な森林被害は、枝葉採食害と樹皮の剥皮害に分けられます。採食害は葉や枝が食べられるもので、被害を受けた樹木の生長は著しく阻害されます。樹皮剥皮害はさらに樹皮採食害と角こすり害に分けられ、被害を受けた樹木は枯死や材質劣化を引き起こします。

この10年間のシカによる森林の被害面積は3000～4600haで推移しています。

全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾシカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いくつかの亜種に分けることがある。



一方、シカの生息分布は昭和53年から平成15年までの25年間で約1.7倍に拡大しています。

近年、シカの個体数の増加と生息域の拡大により、苗木の食害や立木の皮剥ぎなどによる林業被害だけでなく、下層植生の消滅や土壌の浸食、植生の単純化(シカの食害を受けないアセビやバイケイソウ等の忌避植物だけの植生になる)などの現象が全国的に見られ、森林生態系への影響が懸念されています。

また、シカの個体数が著しく増加し高い生息密度となってしまう森林においては、再造林や間伐を実施したと



シカによる森林の被害状況(大鹿村大河原国有林)

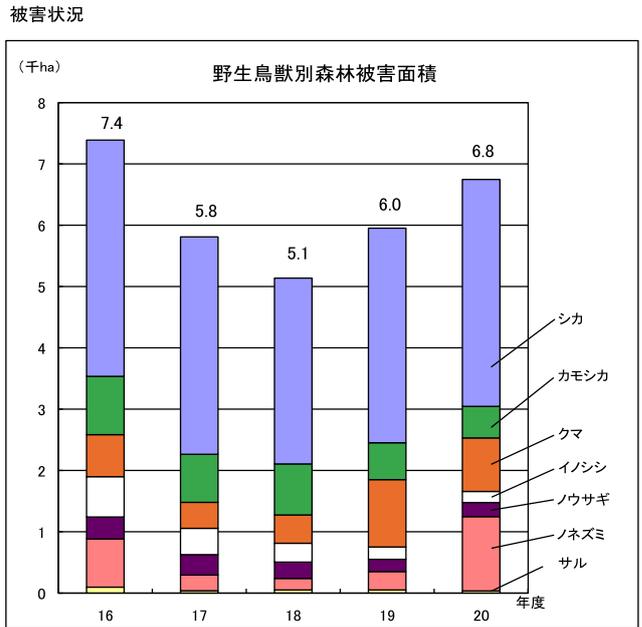
しても確実な更新や下層植生の回復を図ることができないばかりか、表土の流出を誘発することもあります。こうした度重なる食害は、森林所有者の林業経営意欲を消失させるだけでなく、場合によっては、水源かん養機能を低下させるような弊害まで懸念されます。シカの生息域は南アルプスをはじめとする高山帯にも拡大しており、食害は、高山植物を消滅させるだけではなく、レッドリストに記載されているキチヨウやミヤマセリなどの蝶類などの個体数減少の原因のひとつになっているとも考えられています。このように、生物多様性の喪失や土壌流出などによる新たなシカ被害の問題も顕在化しつつあります。

■地域の関係施策と連携した総合的な対策に向けて

シカ被害の対策は、食害による下層植生や伐採跡地の後継樹の消失、土壌の流出等による生物多様性への影響や森林生態系の損失等を森林被害として適切に評価することが必要です。その上で、林野庁としても鳥獣被害防止特別措置法に基づいた市町村の被害防止計画への支援や国自らの対策の実施等、地域の関係施策と連携し、より効果的・効率的な被害の軽減に取り組む

必要があります。このうち、国有林では、平成21年度から、5森林管理局8地域(平成22年度は5局11地域)において、モデル的に鳥獣被害対策に取り組んでいます。具体的には、①天然林を対象に樹木の被害状況やそれが天然更新等に与える環境影響調査、②生息数や越冬地の移動経路の把握、③囲いワナやくくりワナを利用したシカの個体数調整、④生体捕獲による食肉の有効利用などの鳥獣被害対策について、自治体や関係団体等と連携を図りながら進めています。

主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移(全国)



国有林における鳥獣被害対策のモデル地域

森林管理局名	地域名
北海道	①北海道全域
関東	②塩那・日光、⑨富士山
中部	③南アルプス、④八ヶ岳、⑤美ヶ原、⑩霧ヶ峰、⑪浅間
四国	⑥四国山地縁の回廊(剣山地区)
九州	⑦九州中央山地 ⑧屋久島

注：①～⑧が平成21年度から実施している地域、⑨～⑪が平成22年度の新規地域。

国有林でのシカ対策



地域連携による防護柵の設置風景

中部森林管理局管内の南アルプス地域では、南信森林管理署が長野県や関係市町村、大学等と共同で「南アルプス食害対策協議会」を設立し、ニホンシカの生息状況調査、高山植物の保護のための防護柵設置、公開シンポジウムの開催、国有林職員によるくくりワナ設置等を行っています。



くくりワナを設置する職員